

議案第67号

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年9月7日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する  
 条例の一部を改正する条例

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年磐田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中

|                      |    |  |
|----------------------|----|--|
| 投票所の投票管理者            | 日額 | 12,800   |
| 期日前投票所の投票管理者         | 日額 | 11,300   |
| 開票管理者                | 日額 | 10,800   |
| 選挙長                  | 日額 | 10,800   |
| 投票所の投票立会人            | 日額 | 10,900<br>（立会時間内において交替する場合は、10,900円以内で市長が定める額）       |
| 期日前投票所の投票立会人         | 日額 | 9,600<br>（立会時間内において交替する場合は、9,600円以内で市長が定める額）         |
| 指定病院等の不在者投票における外部立会人 | 日額 | 10,900<br>（1日のうちの一部の時間について従事する場合は、10,900円以内で市長が定める額） |
| 開票立会人                | 日額 | 8,900  |
| 選挙立会人                | 日額 | 8,900  |

を

|                      |   |
|----------------------|---|
| 指定病院等の不在者投票における外部立会人 | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号。以下「法」という。）第13条の2第2項に規定する額 |
|----------------------|---|

|              |  |
|--------------|--|
|              | (1日のうちの一部の時間について従事する場合は、当該額を超えない範囲内で市長が定める額)   |
| 選挙長          | 法第14条第1項各号に掲げる職<br>の区分に応じ、当該各号に掲げる額<br>(当日から継続して翌日にわたり<br>その職務に従事した場合の額は当<br>日分限りの額)   |
| 開票管理者        |  |
| 開票立会人        |  |
| 選挙立会人        |  |
| 投票所の投票管理者    | 法第14条第1項各号に掲げる職<br>の区分に応じ、当該各号に掲げる額<br>(従事時間内に交替する場合にあ<br>っては、当該額を超えない範囲内で<br>市長が定める額) |
| 期日前投票所の投票管理者 |  |
| 投票所の投票立会人    |  |
| 期日前投票所の投票立会人 |  |

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

| 現行                   |     |   | 改正案                  |  |       |
|----------------------|-----|---|----------------------|--|-------|
| 別表（第2条関係）<br>(単位：円)  |     |   | 別表（第2条関係）<br>(単位：円)  |  |       |
| 区分                   | 報酬額 |   | 区分                   | 報酬額  |       |
| 略                    |     |   | 略                    |  |       |
| 専門委員                 | 日額  | 6,000   | 専門委員                 | 日額   | 6,000 |
| 投票所の投票管理者            | 日額  | 12,800  | 指定病院等の不在者投票における外部立会人 | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号。以下「法」という。）第13条の2第2項に規定する額（1日のうち一部の時間について従事する場合は、当該額を超えない範囲内で市長が定める額） |       |
| 期日前投票所の投票管理者         | 日額  | 11,300  |                      |  |       |
| 開票管理者                | 日額  | 10,800  |                      |  |       |
| 選挙長                  | 日額  | 10,800  |                      |  |       |
| 投票所の投票立会人            | 日額  | 10,900<br>(立会時間内において交替する場合は、10,900円以内で市長が定める額)      |                      |  |       |
| 期日前投票所の投票立会人         | 日額  | 9,600<br>(立会時間内において交替する場合は、9,600円以内で市長が定める額)        | 選挙長                  | 法第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当日から継続して翌日にわたりその職務に従事した場合の額は当日分限りの額）                                     |       |
|                      |     |   | 開票管理者                |  |       |
|                      |     |   | 開票立会人                |  |       |
|                      |     |   | 選挙立会人                |  |       |
| 指定病院等の不在者投票における外部立会人 | 日額  | 10,900<br>(1日のうち一部の時間について従事する場合は、10,900円以内で市長が定める額) | 投票所の投票管理者            | 法第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額（従事時間内に交替する場合にあっては、当該額を超え   |       |
|                      |     |   | 期日前投票所の投票管理者         |  |       |
|                      |     |   | 投票所の投票立会人            |  |       |
|                      |     |   | 期日前投票所の投票立会人         |  |       |

| 現行    |    |       | 改正案 |                |
|-------|----|-------|-----|----------------|
| 開票立会人 | 日額 | 8,900 |     | ない範囲内で市長が定める額) |
| 選挙立会人 | 日額 | 8,900 |     |                |
| 略     |    |       | 略   |                |